

装管調第16766号  
30.12.17  
一部改正 装管調第8652号  
31.4.24

大臣官房長  
整備計画局長  
防衛省本省の施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官官房審議官  
防衛装備庁の各部長  
防衛装備庁の施設等機関の長  
殿

防衛装備庁長官  
(公印省略)

公共調達の適正化を図るための装備品等又は役務の調達における総合  
評価落札方式の適用について（通知）

公共調達 of 適正化について（財計第2017号。平成18年8月25日。）によ  
り通知された公共調達 of 適正化を図るための措置に係る標記について、別紙のと  
おり定めたので通知する。

添付書類：別紙

公共調達に適正化を図るための装備品等又は役務の調達における総合  
評価落札方式の適用について

1 趣旨

この通知は、装備品等又は役務の調達に係る契約を総合評価落札方式を適用して行うために必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の意義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。
- (2) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号。以下「法」という。）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。
- (3) コンピューター製品 コンピューター及び周辺機器（パッケージソフトウェアを含む。）並びにこれを主たる構成要素とする製品並びにコンピューター製品の供給に付随するサービスの価額が当該製品の価額を超えない場合の当該サービスをいう（情報システムに係るものを除き、日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置（平成4年1月20日第17回アクション・プログラム実行推進委員会決定）が適用されるものに限る。）。
- (4) コンピューター・サービス コンピューターの運用及びメンテナンス、コンピューターへのデータ入力及びそのメンテナンス、コンピューター・システムの開発及びそのメンテナンス、コンピューター・ソフトウェアの開発及びそのメンテナンス、システム・インテグレーション・サービス、これらを契約の目的とする人材派遣その他の関連サービスをいう（情報システムに係るものを除き、日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置（平成4年1月20日第17回アクション・プログラム実行推進委員会決定）が適用されるものに限る。）。
- (5) 電気通信機器 電話機及びファクシミリ等の端末機器、PBX及びパケット交換機等の交換機、多重化装置、モデム及びDSU等の伝送装置、基地局装置、中継／受信／増幅装置、アンテナ、デジタル無線及びページャを含む無線端末装置等の無線通信装置並びに光ファイバー・ケーブル、銅ケーブル等の通信ケーブルをいう（情報システムに係るものを除き、日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置（平成6年3月28日第21回アクション・プログラム実行推進委員会決定）が適用されるものに限る。）。
- (6) 電気通信サービス 電子メール、ボイス・メール、オンライン情報・データベース取り出し、EDI、高度・付加価値ファクシミリ、コード・プロトコル変換、オンライン情報・データ処理、電気通信機器に係る運用・保守サービス、システム・インテグレーション、カスタム・ソフトウェア開発、ネットワーク管理・運用、コンサルティング、マネジメント及び分析・調査並びに将来生じ

る新たな高度又は付加価値サービスをいう（情報システムに係るものを除き、日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置（平成6年3月28日第21回アクション・プログラム実行推進委員会決定）が適用されるものに限る。）。

- (7) 医療技術製品 薬事法施行令別表第1に掲げる器具器械、医療用品及び歯科材料のうち動物用に用いられるものを除いたもの及び薬事法施行規則第56条の2に規定される体外診断用医薬品をいう（情報システムに係るものを除き、日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置（平成6年3月28日第21回アクション・プログラム実行推進委員会決定）が適用されるものに限る。）。
- (8) 医療技術サービス 医療技術製品又は医療技術製品に専ら用いるソフトウェアの設計をいう（情報システムに係るものを除き、日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置（平成6年3月28日第21回アクション・プログラム実行推進委員会決定）が適用されるものに限る。）。
- (9) 情報システム スーパーコンピューター（スーパーコンピューターに係るサービスのうちシステムの開発、ソフトウェアの開発又はシステム・インテグレーション・サービスに限り、その他のスーパーコンピューターに係るサービス又はスーパーコンピューター製品と一体的に整備する場合にあっては、当該その他のスーパーコンピューターに係るサービス又はスーパーコンピューター製品を含む。）、コンピューター・サービス（コンピューター・システムの開発、コンピューター・ソフトウェアの開発又はシステム・インテグレーション・サービスに限り、その他のコンピューター・サービス又はコンピューター製品と一体的に整備する場合にあっては、当該その他のコンピューター・サービス又はコンピューター製品を含む。）、電気通信サービス（電気通信機器に係るシステム・インテグレーション又はカスタム・ソフトウェア開発に限り、その他の電気通信サービス又は電気通信機器と一体的に整備する場合にあっては、当該その他の電気通信サービス又は電気通信機器を含む。）又は医療技術サービス（医療技術製品に専ら用いるソフトウェアの設計に限り、その他の医療技術サービス又は医療技術製品と一体的に整備する場合にあっては、当該その他の医療技術サービス又は医療技術製品を含む。）をいう。
- (10) 自動車 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定）に則って購入され、又は賃貸借されるものをいう。
- (11) 大臣官房長等 大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長をいう。

### 3 総合評価落札方式の適用

- (1) 契約担当官等は、別に定める場合を除き、次のアからオまでに掲げる装備品等及び役務の調達に係る契約を行おうとする場合において、入札者の提示する専門的知識、性能、機能、技術及び創意等（本号において「技術等」という。）によって、調達価格の差異に比して事業の成果について予算決算及び会計令(昭

和22年勅令第165号)第91条第2項の規定による財務大臣に対する協議(以下「財務大臣協議」という。)の結果に基づき求められる相当程度の差異が生ずると認めるときは、会計機関等への事務の委任等について(防経会第54号。19.1.4)第3項の規定により、総合評価落札方式を適用して行うことができる。

ア コンピューター製品及びコンピューター・サービス、電気通信機器及び電気通信サービス並びに医療技術製品及び医療技術サービス(下記イに掲げるものを除く。)

イ 情報システム(その整備水準によっては国民に対して著しい不利益を与え又は国に対して著しい損害を与えるおそれのあるものであって、既存のソフトウェアプロダクトの活用のみによっては整備できないものとして契約担当官等が認めるものに限る。)

ウ 研究開発、調査又は広報に係る委任、請負その他業務委託

エ 自動車

オ 前記アからエまでに掲げるもののほか、調達要求をした者が当該調達に係る契約に総合評価落札方式を適用することを要望する装備品等又は役務であって、調達管理部長が、技術等によって調達価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生ずると認めるもの。

(2) 前号の場合における落札方式、総合評価の方法等は、財務大臣協議が整った又は整ったものとされる取扱及びこの通知の定めるところによる。

#### 4 入札公告等の時期

総合評価落札方式により落札者を決定する場合における入札の実施に係る公告、公示又は通知は、競争性を確保するために十分な期間を確保して行わなければならない。

#### 5 総合評価の方法

(1) 入札者に提案させた機能、性能その他の条件は、恣意性を排した中立的で客観的に検証可能な基準に則り、公正に評価しなければならない。

(2) 契約担当官等は、前号の基準を作成し又は評価を行うにあたり、調達要求者に必要な協力を求めることができる。

#### 6 委任規定

この通知の実施に関し必要な事項は、大臣官房長等及び防衛装備庁調達管理部長がそれぞれの所掌について定めるものとする。